

令和6年第4回南幌町議会定例会議事日程（追加）

日程番号	事 件 番 号	事 件 名	結 果
追加 1	発議第21号	高等教育の学費軽減・奨学金返済の負担軽減を求める意見書の提出について	
追加 2	発議第22号	選択的夫婦別姓制度の法制化を早期に求める意見書の提出について	
追加 3	発議第23号	「核兵器禁止条約締約国会議」へのオブザーバー参加を求める意見書の提出について	
追加 4	発議第24号	将来に希望が持てる次期基本計画の改訂と現場に寄り添った農業政策の実現を求める意見書の提出について	

発議第 2 1 号

高等教育の学費軽減・奨学金返済の負担軽減を求める意見書の提出
について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 9 条の規定により、関係機関に
対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和 6 年 1 2 月 1 1 日提出

提出者 南幌町議会議員 熊 木 恵 子

賛成者 " 石 川 康 弘

 " 星 真 希

高等教育の学費軽減・奨学金返済の負担軽減を求める意見書

大学の初年度納入金（２０２３年度）は国立大学で８２万円、私立大学では平均１４８万円にもなり、学生生活は限界、保護者負担も重く、中には学業を諦めざるを得ない人も生まれています。学生の約８割がアルバイトに追われ、３人に１人が貸与奨学金を借り、平均で３００万円の借金を抱えて社会に出る状況で、若い世代の抱える奨学金返済額は１０兆円にものぼります。学生からは、１日１食、食費を月２，０００円に抑えている、週５日のアルバイトで勉強時間が取れないとの声が寄せられ、日常生活の中で悩んでいることや気にかかっていることは、「生活費やお金のこと」が４７％で最多（全国大学生生活協同組合連合会「第５９回学生生活実態調査」）と深刻な実態が報告されています。若い世代にとって奨学金返済の経済的負担は大変に重く、結婚や育児といった生活設計に悪影響を与えています。

学費無償化は国際的な流れです。ヨーロッパでは、教育無償化に踏み出し維持している国が少なくありません。日本も批准している国際人権規約には、高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の斬新的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとするとしています。

その一方、日本の高等教育への公的支出（ＧＤＰ比）は、ＯＥＣＤ加盟国平均の半分以下と最低レベルを続けています。このことが学費の高騰や奨学金貸与額の増加につながっています。学費を値下げして無償化へ進むことは世界標準の教育政策であり、日本政府の国民と国際社会への公約でもあります。

先の総選挙では、高等教育の学費について、立憲民主党、共産党、れいわ新撰組、社民党が無償化を進めるとし、自民党が「高等教育の無償化を大胆に進めます」と公約を掲げ、公明党も「２０３０年代の大学等の無償化を目指す」、維新は「大学・大学院などの改革と合わせて」という条件付きで無償化を目指すとなりました。

多くの党が無償化を訴え、一致可能な今こそ、学費無償化に踏み出し、学生と保護者の苦難に応える時です。

よって、政府においては高等教育予算を抜本的に増額し、次の施策をとることを求めます。

記

- １ 大学、短期大学、専門学校の「学費ゼロ」に向けて、当面、授業料半額に踏み出すこと。
- ２ 実際に入学金を返さない入学制度を廃止すること。
- ３ 給付中心の奨学金制度を創設すること。

4 奨学金返済の半額免除を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

令和6年12月 日

北海道南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣 各宛

発議第 22 号

選択的夫婦別姓制度の法制化を早期に求める意見書の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の規定により、関係機関に対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和 6 年 12 月 11 日提出

提出者 南幌町議会議員 熊 木 恵 子

賛成者 " 石 川 康 弘

 " 星 真 希

選択的夫婦別姓制度の法制化を早期に求める意見書

夫婦が必ず同じ氏を名乗ることとしている夫婦同氏制度の下で、改姓によって不利益が生じたり、人格権が侵害されるという事態が生じています。

2020年12月に政府が取りまとめた第5次男女共同参画基本計画においては、夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、戸籍制度と一体となった夫婦同氏制度の歴史を踏まえ、また家族の一体感、子どもへの影響や最善の利益を考える視点も十分に考慮し、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進めるとされています。最高裁判所は2015年に続いて、2021年にも夫婦同姓規定を合憲とする判断を示す一方で、国会で論ぜられ判断されるべき事柄に他ならないと民法の見直しを国会に委ねています。選択的夫婦別姓制度の議論の先送りはやめるべきです。

現在、国際的には婚姻時に夫婦同姓を強制しているのは日本だけになっています。そして、95%の夫婦では妻が夫の姓に変更している現状があり、女性に負担が偏っています。夫婦に同姓を強制することに対して、国連女性差別撤廃委員会から本年10月、選択的夫婦別姓を導入するように4回目の是正勧告がなされたことを政府は真摯に受け止めるべきです。

国内でも、報道機関が行う世論調査では選択的夫婦別姓の導入を望む声が多数になっています。また、日本経済団体連合会は6月に選択的夫婦別姓の導入に関して、希望すれば、不自由なく、自らの姓を自身で選択することができる制度を早期に実現すべく、政府に提言すると発表しました。提言では、旧姓の通称使用の拡大に関して、ビジネスの現場においても、女性活躍が進めば進むほど通称使用による弊害が顕在化するようになったと具体的な事例を挙げて指摘しています。

夫婦同氏制度によって、アイデンティティの喪失、仕事上の不利益など日常生活・職業生活において、不利益、不便、苦痛が生じており、その解決は国および国会の責務です。

よって、国においては、民法を改正し、選択的夫婦別姓制度を早期に法制化することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

令和6年12月 日

北海道南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣 各宛

発議第 23 号

「核兵器禁止条約締約国会議」へのオブザーバー参加を求める
意見書の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の規定により、関係機関に
対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和 6 年 12 月 11 日提出

提出者	南幌町議会議員	湯 本	要
賛成者	〃	熊 木	恵 子
〃	〃	石 川	康 弘

「核兵器禁止条約締約国会議」へのオブザーバー参加を求める意見書

２０２４年１０月、日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞しました。ノルウェー・ノーベル委員会は、被爆者の草の根の運動に対して、核兵器のない世界の実現に尽力し、核兵器が二度と使われてはならないことを証言を通じて示してきたと評価しました。

２０２１年に発効された核兵器禁止条約は、人類史上初めて核兵器を違法と断じました。

２０２２年に開かれた第１回締約国会議、２０２３年の第２回締約国会議は核兵器保有国が核戦力の維持・強化、核使用の脅迫を行うなどの危機に直面しながらも、核兵器の使用を許さないという強いメッセージを発し、核抑止論からの脱却を呼びかけています。核兵器禁止条約は国際法としての実効性・規範力を高めています。

第２回締約国会議には、北大西洋条約機構の加盟国であるドイツやベルギーなども含め３５か国がオブザーバー参加をしました。一方で、唯一の戦争被爆国である日本政府は、被爆者団体からもオブザーバー参加を求められたにも関わらず、２回連続で参加を見送りました。

第２回締約国会議では被害者支援、環境修復、国際協力と援助に関する第６条と第７条に関して、次回会議に向けて計画をつくり、実行すること、そのための国際協力を進めることが確認されました。また、次回に向けて核抑止の危険を明らかにする報告書を議論・作成することになったことも重要です。

第３回締約国会議は、広島・長崎に原爆が投下されてから８０年となる２０２５年３月に予定されています。唯一の戦争被爆国である日本の政府として、核兵器禁止条約締約国会議にオブザーバーで参加し、核兵器廃絶に向けた役割と責任を発揮することを求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定により提出します。

令和６年１２月 日

北海道南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣 各宛

発議第 24 号

将来に希望が持てる次期基本計画の改訂と現場に寄り添った農業
政策の実現を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の規定により、関係機関に
対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和 6 年 12 月 11 日提出

提出者 南幌町議会議員 石 川 康 弘

賛成者 " 熊 木 恵 子

 " 高 橋 修 平

将来に希望が持てる次期基本計画の改訂と現場に寄り添った農業政策の実現を求める意見書

世界の食料需給は、気候変動による異常気象の頻発、途上国を中心とした世界人口の急増に伴う食料需要の増加等により不安定化し、特に、多くの食料を輸入に依存している我が国は、ウクライナ侵攻など世界情勢の変化や円安なども相まって、食料安全保障としての政府の役割に、国民は期待をしつつも不安を抱いています。

一方、日本農業は、少子・高齢化に伴い農業就業人口が著しく減少し、荒廃農地が増加の一途を辿っています。そのことは、農業の未来そのものに影響を及ぼすだけではなく、国民の命の源である食料と健康の維持に不可欠な国内農産物の生産指標を示す食料自給率の低下や地域経済の衰退を招いています。

そのような中、今通常国会では農業関連法案と併せて四半世紀ぶりに食料・農業・農村基本法の改正案が提出されました。しかし、改正に当たって農業生産現場では、今まで食料自給率目標がなぜ達成されなかったなどの検証のほか、国内農産物増産を図る施策や食料安全保障の強化に向けた予算の拡充等が議論されると期待しましたが、食料自給率の向上など食料安全保障として本来の議論が不十分な中で成立しました。

また、食料供給困難事態対策法案などの農業関連法案の国会審議では、農業者に前科を伴う罰則規定を設けるなど生産現場とかけ離れたものとなった経過にあります。

こうしたもとで、去る１０月２７日に投開票された衆議院議員総選挙においては、与野党が均衡する状態となったことから、今後は国民のための議論が活発に行われるなど対等な審議のもと生産現場に寄り添った政策の実現が求められています。

については、来年３月までに改訂する次期基本計画など今後の農政の推進に当たっては、国民の生命と健康を守る食料安全保障を強化する観点に立ち、農業者の声を反映した施策の実現が図られるよう下記の事項を要望します。

記

- 1 今後の農政の推進に当たっては、改正基本法に基づき、国民の命の源である国内農業生産の増大を図ることを基本とした食料安全保障の強化に向けて、農業予算を大幅に拡充するとともに、生産者に寄り添った農業政策を実現すること。
- 2 次期基本計画の改訂に当たっては、生産現場の意見を十分に踏まえ、食料自給率の向上や農業生産基盤の強化など食料の安定供給が図られ、将来にわ

たり多様な農業者が再生産可能となる所得政策を確立すること。

- 3 農村地域の維持・発展に資するため、地域の魅力発信や移住・定住促進のほか、地域コミュニティの維持、労働力の確保など国内農業の再生と将来にわたり安心して経営が継続できるよう農村政策を拡充・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

令和6年12月 日

北海道南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦

内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣 各宛

